

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	503 単位	503	1回につき
31	1113	医師居宅療養管理指導ⅠⅡ		((2)以外)	(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	452 単位	452	
31	1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合	292 単位	292	
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)	262 単位	262	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			503 単位	503
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452 単位	452
31	1221	薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		553	
31	1222	薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	653	
31	1251	薬剤師居宅療養ⅠⅡ			(二)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)		387	
31	1252	薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	487	
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)同一建物居住者 以外の利用者に対して 行う場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		503
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ					503	
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	603	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ			(二)同一建物居住者 に対して行う場合(同一 日の訪問)	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		352
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452	
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ					352	
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位	452	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ		(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			533 単位	533
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			452 単位	452
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			352 単位	352
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)			302 単位	302
31	1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場 合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合				402
31	1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看					准看護師が行う場合 × 90%	362
31	1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問)				362
31	1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看					准看護師が行う場合 × 90%	326